

【オンライン口座開設に関するシンガポール国外居住者の本人認証について】

シンガポール国外居住の方はオンライン口座開設申込書の提出後、下記3つのいずれかの方法で本人確認を行う必要がございます。

申込書のご提出後、認証方法を下記より1つご選択頂きご連絡ください。

連絡先： フィリップ証券 日本語デスク
 +65 6531 1276 Poems_otoiawase@phillip.com.sg

方法1. シンガポール国内銀行から弊社に SGD1,000 以下を送金

お客様名義のシンガポール国内銀行のインターネットバンキングより、Bill Payment にて SGD1,000 以下をご送金ください。

- 送金元銀行の口座名義人名は証券口座申込書と一致している必要があります。
- POSB/DBS bank, UOB bank, OCBC bank, Standard Chartered bank, Citibank, Maybank のシンガポール国内口座のインターネットバンキングをご利用いただけます。
- SGD1,000 以下であれば金額はいくらでも可。口座開設後、証券口座に入金されます。
- Billing Organization に Phillip Securities Pte Ltd を選択してください。
- Customer Reference Number に「0000000」（0を7桁）、備考欄にお名前をローマ字でご記入ください。

方法2. シンガポール国内・国外銀行から弊社に SGD1,000 以下もしくはそれ相当の外貨を電信送金

- お客様名義のシンガポール国内・国外銀行から電信送金を利用して弊社信託銀行に SGD1,000 以下（もしくはそれ相当の外貨）をご送金ください。
- 送金元銀行の口座名義人名は証券口座申込書と一致している必要があります。
- SGD1,000 以下（もしくは相当の外貨）であれば金額はいくらでも可。口座開設後に証券口座へ入金されます。
- 送金手数料はお客様負担となります。
- お客様の居住国および送金元銀行口座はともに FATF (マネーロンダリングに関する金融活動作業部会)の加盟国にある必要がございます。
FATF 加盟国：<http://www.fatf-gafi.org/about/membersandobservers/>
- 送金指示の備考欄(Remarks)に「NEW－パスポート番号」をご記入ください。例) NEW－AB1234567
- 送金通貨毎に入金先銀行が異なります。送金先詳細は下記をご参照ください。
<https://www.poems.com.sg/helpcentre/PSPLTrustAccounts.pdf>

方法3. パスポートおよび住所証明書類のコピーに公証人役場にて認証を受ける

パスポートおよび、住所証明書として添付頂く書類のコピーに公証人役場にて認証を受け、公証人の署名のある書名原本を日本語デスクに郵送をお願いいたします。

取り扱いのある公証人役場はお客様にてご確認ください。
手続きにかかる費用はお客様にて負担をお願いいたします。

送付先： Japan Desk
 Phillip Securities Pte Ltd
 250 North Bridge Road, #06-00 Raffles City Tower
 Singapore 179101